

## 保証委託契約約款

委託者は、株式会社東京スター銀行（以下「甲」という。）との「スターカードローン」にかかる当座貸越契約（以下「基本契約」という。）に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「乙」という。）に対して保証を委託します。

### 第1条（保証委託）

1. 委託者は、基本契約に基づき、委託者が負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託します。
2. 乙は、委託者の信用状況に関する審査を行い、保証を受託するか否かの決定をします。
3. 基本契約に関して委託者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承諾した後、甲が委託者に対して基本契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとしします。
4. 基本契約の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとしします。
5. 本契約に基づく保証委託の効力は、基本契約が終了し、かつ基本契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務を完済するまでの間、存続します。

### 第2条（保証の解除）

1. 委託者は、基本契約又は本契約の有効期間内であるか否かにかかわらず、乙が必要と認めた場合、乙が本契約に基づき行った保証を解除されても異議ありません。
2. 代位弁済を実行済みであるかどうかを問わず、乙の保証債務が免責される事由が生じた場合には、委託者は、乙が既に負担した保証債務を免れることを承諾します。
3. 委託者は、前項により保証債務の効力が喪失した場合にも、既に甲から借り入れた債務については、引き続き弁済の責を負うものとしします。

### 第3条（反社会的勢力の排除）

1. 委託者は、現在、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員
  - ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥その他前各号に準ずる者
2. 委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 委託者が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切であると乙が判断した場合には、乙は、甲と協議のうえ、本契約を将来に向かって解除することができるものとします。当該解除がなされた場合、前条第2項の規定を準用するものとします。

#### 第4条（求償権の事前行使）

1. 委託者が次の各号の一つでも該当したときは、委託者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。
- (1) 仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請又は破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。
  - (2) 公租公課につき差押、又は保全差押を受けたとき。
  - (3) 振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき。
  - (4) 相続の開始があったとき。
  - (5) 基本契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (6) 甲又は乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - (7) 乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき。
  - (8) その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき。
2. 乙が前項により求償権を行使する場合には、委託者は、民法461条に基づく主張を行わないものとします。

#### 第5条（代位弁済）

1. 委託者が甲に対する債務の履行を遅滞したこと、委託者が甲に対する債務の期限の利益を喪失したことその他の事情により、乙が甲から代位弁済の実行を求められたときは、乙は、委託者に対して何ら通知、催告を要せず、甲に代位弁済することができるものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。
2. 乙が甲に代位弁済した場合には、甲が委託者に対して有していた一切の権利が乙に承継されるものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。

3. 前項により乙が承継した権利を行使する場合には、基本契約及び本契約の各条項が適用されるものとします。

#### 第6条（求償権の範囲）

乙が前条第1項の代位弁済をしたときは、委託者は、乙に対し①代位弁済額全額、②これに対する代位弁済の日の翌日から完済まで年14.6%の割合による遅延損害金、③乙が代位弁済に要した費用及び④乙が①から③までの金額を請求するために要した費用を支払うものとします。

#### 第7条（弁済の充当順序）

委託者の弁済額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、委託者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

#### 第8条（報告等）

1. 委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、委託者は、ただちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示に従うものとします。
2. 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、委託者は、ただちに乙に対して報告し、乙の指示に従うものとします。
3. 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、委託者は、ただちに乙へ報告し、その指示に従うものとします。

#### 第9条（成年後見人等の届出）

1. 委託者又はその代理人は、委託者に係る後見、保佐又は補助を開始する審判があった場合、直ちに、当該後見人、保佐人又は補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。
2. 委託者又はその代理人は、委託者に係る後見、保佐又は補助に関する監督人を家庭裁判所が選任した場合、直ちに、当該監督人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。
3. 委託者又はその代理人は、委託者に係る後見、保佐又は補助を開始する審判が本契約締結より前にあったことを知った場合、直ちに、当該後見人、保佐人又は補助人の氏名、住所その他の必要な事項を書面によって届け出ます。
4. 委託者又はその代理人は、前3項に基づき届け出るべき事項に取消又は変更が生じた場合にも、前3項と同様に届け出ます。
5. 委託者は、前4項の届出以前に生じた損害について、乙に一切負担を求めません。

#### 第10条（調査）

1. 委託者は、乙が委託者についてその財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。

2. 委託者は、委託者の財産の調査について乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。
3. 委託者は、乙が債権保全上必要と判断した場合に、乙が住民票・戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。

#### 第 11 条（費用の負担）

乙が第 5 条第 1 項の代位弁済によって取得した権利の保全若しくは行使又は担保の保全、行使、若しくは処分に要した費用及び本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求によりただちにこれらを支払うものとします。

#### 第 12 条（基本契約の定め）

委託者が乙の保証により甲と基本契約に基づき取引を行う場合には、本契約のほか基本契約の各条項に従うものとします。

#### 第 13 条（求償権の譲渡、委託等）

委託者は、乙の都合により求償権を第三者に譲渡することについて何らの異議を述べないものとします。また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、何らの異議を述べないものとします。

#### 第 14 条（変更）

1. 本契約の内容を変更する場合には、乙は、委託者に通知又は乙が相当と認める方法により公表するものとします。
2. 前項の通知又は公表後に委託者が基本契約若しくは本契約に基づく取引をした場合又は通知等の後 1 か月が経過した場合には、本契約の内容について変更の効力が生じるものとします。

#### 第 15 条（管轄裁判所の合意）

委託者は、本契約について紛議が生じた場合、訴額にかかわらず乙の本社または営業所等（無人営業所は除く）の所在地を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上